

令和二年五月十四日（木曜日）

午前十時開会

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○森林組合法の一部を改正する法律案
（内閣提出）

○委員長（江島潔君） 森林組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫です。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、森林・林業分野の新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

先月末に補正予算が成立をいたしました。森林・林業の関係の対策では、農林水産物の販売促進として、公共施設等の木造化、木質化のプロモーションの支援でございますが、在庫が著しく増加をしております。また、原木について、一時保管に要する費用の支援が含まれておりま



す。

新型コロナウイルスが経済に及ぼす影響につきましては内外で大変厳しい見方が示されているところでございますけれども、今後、景気の停滞で木材需要が更に縮減をし、それが一時保管にとどまらず山元にも影響すれば、木材価格も現在下落傾向にある中で、今後の価格の問題もありまして、木材の供給を調整せざるを得ないということになります。

林業の現場を支えている皆さんの賃金の支払形態については日給制が多く、所得水準が低いために、不安定なものとなっております。新型コロナウイルスの影響で主伐等ができなければ、収入が減少をいたしました。まさしく生活に大きな影響が出るということでござい

ます。需要拡大策は引き続き積極的に行っていく必要があります。それと同時に、木材は農産物と異なりまして供給調整が可能です。森林組合を含めた林業事業者でございますか林業従事者の皆さんのなりわいを守るため、そして将来の林業のためにも、この際、生産を伴わない森林整備を集中的に実施することも今後検討していく必要があると思っております。御見解をお伺いをいたします。

○政府参考人（本郷浩二君）

新型コロナウイルスの感染拡大により中国向けの木材輸出の停滞、住宅建築の遅れが生じ、今後木材需要の動向が不透明なことから、林業、木材産業においては、木材製品の減産や原木在庫の増加、これに伴う原木価格の低下などの影響が生じております。

このため、今般の経済対策において原木の利用促進策等を講じておりますが、現在も全国的に影響が拡大しており、原

木の入荷制限や製品の減産を行う製材・合板工場

もあり、仮にこのような影響が長引く中で従前どおり原木生産を続けることとなれば、需給バランスが崩れ、原木価格の更なる下落を招くことも懸念されるところでございます。

このような事態を回避するためには、地域の需給状況を見極めつつ原木の生産量を調整するとともに、若者を始めとする既存の林業従事者を失うことがないよう、原木生産を伴わない造林あるいは保育間伐へのシフト、主伐よりは原木の生産量の少ない搬出間伐へのシフト等が有効と考えているところでございます。

林野庁においては、引き続き、地域の需給状況を踏まえ、都道府県と連携してそのような対応を促しながら、原木価格や林業労働力への影響を最小限にとどめられるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君

ありがとうございます。地域によって事情は大きく異なると思いますが、大変厳しい状況が予想されますので、引き続き関係者の皆さんとしっかりと意見交換をしていただきながら取り組んでいただきたいと思います。

リーマン・ショックの後でございますけれども、平成二十一年の木材供給量、



林野庁長官

これは輸入材が相当落ち込みました。国産材の影響も同様に落ち込んだんですけども、その後右肩上がりとなりまして、木材自給率も回復をして、今は三六％ぐらいになっているという状況でございます。

今回のピンチを将来に向けて是非チャンスにしていくと、つまり、木材自給率まだまだ上昇させていかないとけないというところでございますけれども、そのために、国産材の活用のための思い切った補助を行うことで輸入材に取って代わる基盤を築く、こういう必要があるというふうに思います。今、本郷長官からもお話ありましたけれども、ポストコロナということも考えても、円滑な生産のための体制の維持でございますか確保についても引き続き御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、今回の森林組合法改正案についてお伺いをしたいと思います。

森林組合は、全国における植林や間伐などの森林整備の半分以上を実施するなど、地域の森林経営の中心的な担い手であり、さらに、昨年四月にスタートいたしました森林経営管理制度の担い手としても大きな役割を期待をされております。また、戦後造成をされました人工林の本格的な利用期を迎えて、今後の再造林を促進していくことが必要でございます。そのためには山元への利益がちゃんと還元されないとけないわけでございます。今後は持続的な資源の管理という観点からも大きな役割がござい

ます。森林と農地は水でつながっております。森林で涵養された水が農業用水として利用されております。土地改良区の皆さん方とお話しておりますけれども、宮崎さん、土地改良はもちろんだけれども山

もしつかりやってくれと、最近水路に入ってくる土砂も結構多いというお話もありますし、山の仕事はやはり五十年、百年の仕事だから、やっぱりそれは政治がしつかりやらないといけないというようなお話も伺っております。加えて、森林が持つ公益的な効果の適切な発揮という観点でも森林組合はこれまで重要な役割を果たしてきたわけですから、今後とも更にその役割を果たしていただきたいと思います。

そこで、森林組合の役割をどのように考えておられるのか、また、今回の法改正によりましてどのような効果を期待をしているのか、江藤大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣（江藤拓君） もう委員の方

から、森林組合の果たしてきたこれまでの役割、その功績についてはお述べをいただきましたので、全く我が意を得たりというところで、そのとおりだと思います。これまでいろいろな工夫をしてまいりました。やはり戦後の時代から、一時は、もういわゆる拡大造林の時代を経て三兆円以上の負債を抱える時代もありましたが、これを分割したりして、いろいろな工夫をして山を守ってきた、その中心のプレーヤーはやはり森林組合であったというふうには私は思っております。半分以上



江藤農林水産大臣

の森林経営の管理、施業をやってきたのも森林組合でありますから、これから山を守っていく、森林経営管理法の新しい制度の下でもメンバープレーヤーとして活躍するのは森林組合、そして、お話がありましたように、山が農地につながり、そしてその水がまた海に出て、豊かな海をつくるのもまた山であると、そして、都市部で暮らす方々にとっては、山が荒れば必ず川が氾濫して、そして堤防を突き破ったり海では海面養殖を破ったり、いろいろなことが起こりますので、やはり今後、この需要期に向かって山がしっかりと循環されて再生産をされて、そして、そこで山元の方々にもしっかりと利益が還元される形を構築することによって山が将来にわたって守られていくんだろうと思っています。

そのために、今度、新たな方法として、今まで行われていた事業譲渡だけではなくて、吸収であったり分割であったり、いろいろな方法をお示しをさせていただきました。それぞれの組合の強みを集めて、競争力というか、市場の価格形成力をより森林組合等が持つことによって山元への還元率も上げていく。山にお金が戻れば、やっぱり将来に向かってもう一回再造林をしようという意欲が湧くことによつて山も将来にわたって守られていくと、そういうようなことを期待してこの法案を提出させていただいた次第でありますので、是非、御審議いただいた上で御可決いただきますように、よろしくお願いいたします。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

大臣の御答弁をお伺いをして、このインターネット中継を見られておられる森林組合の皆さんも、やはりその役割、大臣もそういうふうにも思っておられると、これからはしっかりと頑張っていこうとい

う気持ちになられたんじゃないかなというふうに思います。

次に、森林組合の経営状況などについてお伺いをしたいというふうに思っています。

森林組合につきましては、昭和二十九年に五千二百八十九組合あったものが平成二十九年には六百二十一組合と、これまでの合併などによりまして、組合数はほぼ十分の一になりました。一定規模の経営基盤を有する森林組合の割合は着実に増加をしておるわけでございますけれども、一方で、組合員数が平均の二分の一以下、これは千人というような感じになるわけですから、それ以下の小規模な組合も全体の三分の一程度あるという状況でございます。

今回の法改正の趣旨については、販売事業の拡大による経営基盤の強化のため、先ほど大臣からお話をいただきましたように、合併だけではなくて、組合間の多様な連携が可能となるような枠組みを用意するというものでございます。

森林組合の全体の事業内容、これを見ますと、森林整備、これが約半分でございます。販売部門が約三分の一強ということでございます。収益も、販売部門より森林整備部門が現在では大きい状況になっていると、これはあくまでも全体ということでございますけれども。

そこで、現在の森林組合の経営の現状、それから販売事業拡大による経営基盤の強化の見通しについて御認識をお伺いをしたいと思います。

○副大臣（加藤寛治君） お答えいたします。

森林組合の経営状況につきましては、これまで、健全な経営基盤の確立に向けて合併の推進等に取り組んできたところ

でありました。現在、全体の約八割の組合が黒字となっている状況でございます。一方、山元では、林業採算性の長期低迷や経営意欲の低下等によりまして伐採後に再造林されていない箇所が発生しており、このような状況の改善を図るためには森林組合が山元への一層の利益還元を進めていくことが重要であると、このように認識をいたしておるところでございます。

そのためには、森林組合が、近年拡大している大規模製材工場や輸出といった大口の需要に対して、複数の組合の連携による安定供給体制を構築をしまして、山元にとつて有利で安定した価格で買ってもらうためのマーケティング強化を図ることが重要であろうと考えております。

現に、宮崎県と鹿児島県の一部の森林組合による海外輸出の取組や中部圏の複数の森林組合連合会による大規模製材工場等との取引など、圏域を越えた広域的な連携の動きもあり、連携に向けた素地も既にあり、農林水産省といたしましては、今回の法改正により導入する連携手法の制度の周知徹底や連携事例の横展開を図ることなどによりまして系統の取組を後押ししながら、販売事業の拡大に向けた体制の



加藤農林水産副大臣

構築が着実に進むよう、都道府県と連携をしながら的確に指導してまいりたいと、このように考えております。

○宮崎雅夫 ありがとうございます。具体的な事例もお話をいただきましたけれども、やはり販売事業を拡大していくことが最終的に再造林ということにつながっていくというようなお話であったわけでございますけれども。

森林組合の系統でも、地域によっては、合併について協議会で話をまとめても、地域の事情によって単組の段階では合意が得られなくて、これまで合併に至らなかったケースも結構あるというふうにお伺いしております。合併以外の選択肢をいただくことは非常に有り難いというようなお話も私も伺っておりますのでございます。

新たな枠組みができて、先ほど副大臣からも御答弁いただきましたように、うまく回っていけばもちろんいいわけでございますけれども、せつかくこの枠組みが法改正によってできて、うまくこれ活用されなければやはり余り意味がないというわけでございますので、森林組合の皆さんで、あるとか連合会の皆さんがやっぱりその気になつてもらわないといけないということでございます。



私も、森林組合の皆さん方と意見交換をさせていただく機会もあるわけでございますけれども、まだまだやはり法改正の内容について御承知じゃないところもあつたりもいたします。内容はもちろんなんですけれども、具体的な連携の可能性であるとか、今副大臣からお話があつた、やっぱりこういうふうにしていけば経営基盤が強化をされて、結果的に山元に利益が返ってきてうまく回っていくんだという具体的な話もしていただくなど、しっかりと周知をやはりしていただくというふうにも思っております。

次の質問に移りたいと思っております。森林組合のやはり経営基盤、これが強化されて引き続き重要な役割を担っていただくということを私も期待をしたいというふうにも思いますけれども、その一方、森林組合だけではなくて、地域では中小の民間、個人の事業者も当然おられるわけでございます。今回の法改正が民業の過度な圧迫になるんじゃないかというような懸念の声を持っておられる、そういう地域もございまして。対立ではなくて、お互いがここは切磋琢磨をしてそれぞれが活躍をいただけるような環境整備、これを併せてやっていく必要があるというふうにも思います。

そこで、今回の法改正による森林組合の経営基盤の強化という、こういう対策を踏まえまして、今後の地域の民間、個人の事業者の育成にどのように取り組んでいられるのか、お伺いをしたいと思います。

○大臣政務官（藤木眞也君） 答えいたします。

今委員おっしゃられたとおり、今回の法改正によりまして森林組合の法案が民業を圧迫するようないことがあってはいけないというふうにも私も思っております。

す。そういう中で、製材工場等の大規模化に伴い原木供給の規模拡大が必要となっている中においては、森林組合の連携強化等を促進する今回の法改正は、安定供給体制の構築、川上側の価格交渉力の向上が図られることにより、森林組合だけでなく、周囲の川上側の民間、個人の事業者にも収益性の向上というメリットをもたらすものと考えているところでございます。

農林水産省としては、引き続き、民間、個人事業者についても、森林組合と同様の地域の森林経営の主要な担い手として事業が展開できるよう、高性能林業機械の導入や林業経営を担う人材育成、林業従事者の確保、育成などを支援するとともに、来年に改定する予定である森林・林業基本計画の策定作業の中で今後の民間、個人事業者の育成の方向などについても検討してまいりたいと考えているところでございます。



藤木農林水産大臣政務官

○宮崎雅夫 藤木政務官からも、やはりみんなですっかりやっていこうと、森林基本計画のことにも触れただきましたので、これからしっかりと議論をさせていただきたいというふうにも思います。ありがとうございます。

最後に、森林組合の事業体制の強化につきまします。

今回の法律案で、理事のうち一人以上は法人の経営に對して実践的な能力を有する者でなければならぬというふうになっております。先ほど、森林組合の規模の大小についてお話をいたしました。経営形態でも、生産、販売が主体というところもあるわけですし、また、森林整備でありますとか指導事業が主体のところまで、いろんな組合がもちろん存在するわけでございます。外部からそのような方を仮に招聘しないといけないということになれば、林業に詳しいという適切な方がいるのかなというように不安に思っておられる方もあると思っております。



また、先ほど質問させていただきましたけれども、森林組合と地域の民間、個人の事業者の方、連携を図って、皆さんが共同して地域の森林・林業を発展をさせていくという観点から、森林組合の理事として、そういった民間、個人の事業者の方が理事として参画をするというようなことも有効ではないかというふうにも思っております。

そこで、法人の経営に對しまして実践的な能力を有する者、何らかの資格や経験を有するなど具体的にどんな方を想定をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（本郷浩二君） 答え申し上げます。

これまで、森林組合法においては、販売事業等に関し実践的な能力を有する理

事を配置すべき旨についての規定を置いておりませんが、販売事業を拡大していく中で山元への一層の利益還元を図るためには、有利な販売を行うことができるよう、販売事業に精通した理事を配置することが重要だと考えております。このため、これを法律上に明文化し、森林組合のマーケティング強化を促進したいと考えております。

販売事業等に関し実践的な能力を有する理事につきましては、各組合で実態に応じて判断していただくことになりませんが、例えば、森林組合の販売事業においてこれまでも中心的な役割を担っている職員、あるいは森林組合の原木市場でございませ共販所、そういうところに勤務した経験があつて木材の販売についてノウハウがあり、また地域の林業者あるいは木材産業とつながりをいろいろ有している、そういう者を登用するというようなことも考えられます。また、委員からお話ありましたが、外部から販売や経営のノウハウがある者を招くというようなことも想定しております。

令和二年度予算において新たに措置したこれからの林業経営を担う人材を図るための予算というの活用しながら、実践的な能力を有する理事の育成、確保を推進してまいりたいというふうに考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

地域の実態に応じてということ、具体的にちよつと事例も挙げていただいたわけですが、これは絶対もう既に質問が各森林組合さんからも来ています。思ふんですけれど、どんな人なんですかということだと思ひますので、具体的にやはり事例を挙げていただいて、これもいろんな形で周知をしていただければいいんじゃないかなと思ひます。

経営のかじ取りを行う役員もこれは大変重要ですが、今回の改正にも含まれておりますけれども、世代交代でございませとか女性の参画ということも大変重要なことだと思ひます。是非進めていただきたいと思ひますし。

最後にもう一つだけ。
やっぱり人が、現場に人がちゃんといないとこれは絵に描いた餅ということになるわけでございますので、現場の方やはり人材確保、育成について、引き続き、所得のことも申し上げましたけれども、しっかり取り組んでいただくようお願いを申し上げます、質問を終わりたいと思ひます。
ありがとうございます。



(以下略)